

# 交通安全対策

平成28年7月28日

国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所  
山梨県 県土整備部

# 目次

1. 本委員会の論点	2
2. 第15回委員会のご指摘事項の報告	3
3. 事故ゼロプランの進め方	7
4. 追加候補箇所の選定について	8
5. 事故危険区間の事業進捗状況報告	17
6. 自転車通行環境整備の取り組み	20
7. 生活道路の対策の取り組み	21
8. 今後のスケジュールについて	25

# 1. 本委員会の論点

## ●第15回委員会のご指摘事項の報告

■第15回委員会のご指摘事項とその対応に関する報告

## ●追加候補箇所を選定について

■第4次(H27)事故危険箇所(案)【37区間】、H28年山梨県交通事故多発地点(案)【4区間】、及び歩道整備箇所(案)【1区間】の事故危険区間への追加について意見をいただく

## ●事故危険区間の事業進捗状況報告

■第3次(H25)事故危険箇所(44区間)及び交通事故多発地点(10区間)のH28年3月時点における事業進捗状況の報告

■平成27年度に実施した、事故危険区間の交通安全対策の事例紹介

## ●自転車通行環境整備の取り組み

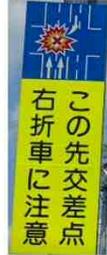
■平成28年度に実施した、自転車通行環境整備の事例紹介

## ●生活道路の対策の取り組み

■平成27年度に実施した、生活道路の対策エリアの選定に関する報告

## 2. 第15回委員会のご指摘事項の報告

### ● 第15回委員会のご指摘事項とその対応

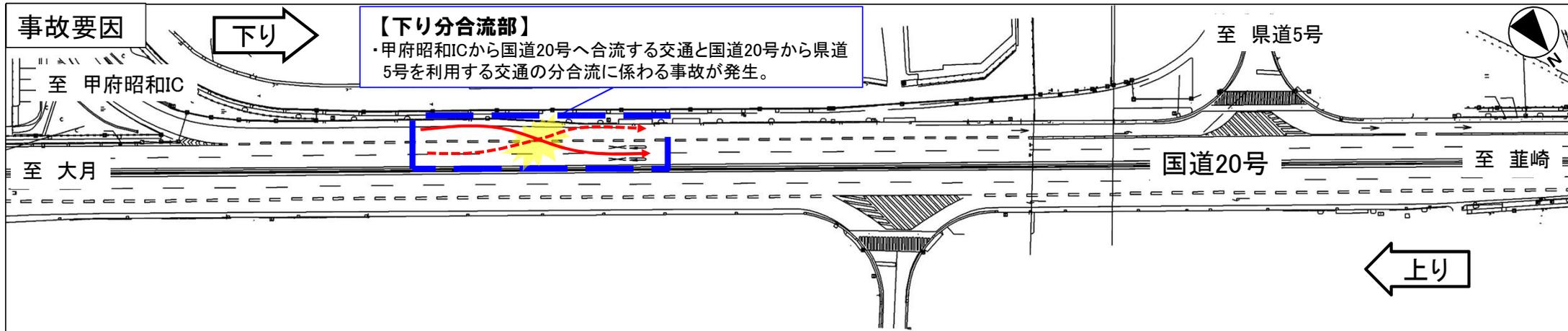
第15回委員会でのご意見	回答
<p>【委員】甲府昭和ICの出入りの際に本線に短い区間だけ合流する必要はあるのか。交通渋滞や事故の原因になるのではないかと懸念している。</p> <p>【委員長】路上駐車を排除するための対策だと思う。事務局側はデータ等の確認を行い、問題等があれば検討していただきたい。</p>	<p>路上駐車対策も含め、甲府昭和ICから国道20号へ合流する車両と国道20号から県道5号を利用する車両の分合流に係わる事故の対策として実施しており、事故減少効果が出ている。【P4～6参照】</p>
<p>【委員長】現状では自転車ネットワークはバラバラなので、ネットワークとして構築していただきたい。</p>	<p>本県は、自転車ネットワーク計画を策定している市町村は無い状況にあるため、通勤・通学など自転車が利用されている甲府駅を中心としたエリアにおいて、自転車ネットワーク計画の策定に向け関係する自治体へ働き掛けて参りたい。</p> <p>また、多くの観光資源を持つ富士北麓地域を対象にモデルルートを選定し、自転車の利用環境を向上させるために必要なハード・ソフト両面からなる施策を「山梨サイクルネット構想」として昨年度、策定した所でありモデルルートが関係する市町村において自転車ネットワーク計画の策定に活かされることも期待しております。</p>
<p>【委員】オリンピックに向けて、マイカー利用の外国人観光客が増加すると考えられるため、外国人も視野に入れた交通安全対策をお願いしたい。</p>	<p>山梨県内では、危険事象を図化した法定外看板の設置事例がある。今後、外国人観光客にわかりやすい標識の設置等を進めていきたいと考えている。</p> <div data-bbox="1384 799 1491 1054" style="text-align: center;">  </div> <p>危険事象を図化した法定外看板の例(甲府工業高校西交差点)</p>
<p>【委員】取得したデータや作成したカルテを民間に公表して活用出来れば有効かと思うが、今後どのような取扱方針を考えているのか。</p>	<p>カルテは甲府河川国道事務所のホームページで順次公表を行っております。交通事故データについては、山梨県警のホームページにて『交通事故発生マップ(平成27年中)』が公表されている。</p>
<p>【委員長】現状で交通安全対策は基本的に平常時を主眼とした対策になっているが、今後は雨の日や休日といった少し状況が異なる場合についても検討をお願いしたい。</p>	<p>事故対策の検討においては、これまでも個別の事故状況で対策内容を検討しているが、道路状況別に掘り下げた検討を実施する。</p> <p>例として、雨天時で事故が多発している箇所における水はけの良い舗装の実施や、夜間事故多発箇所における夜間照明の設置等が挙げられる。</p>
<p>【委員長】道路交通法の改正により、通行区分違反等による自転車の取り締まりが強化されたため、自転車が車道を走行するようになった。この1年で大きく変わった部分なので、今後、検討していただきたい。</p>	<p>検討の結果、国道52号甲府市寿町にて、矢羽根型路面表示を実施(平成28年4月完成)した。【P19参照】</p> <p>今後、『山梨サイクルネット構想(富士北麓地域)』と連携し、富士山周辺にも展開して参りたい。今後の道路改良においても県警と調整の上、自転車走行環境の向上を図って参りたい。</p>

## 2. 第15回委員会のご指摘事項の報告

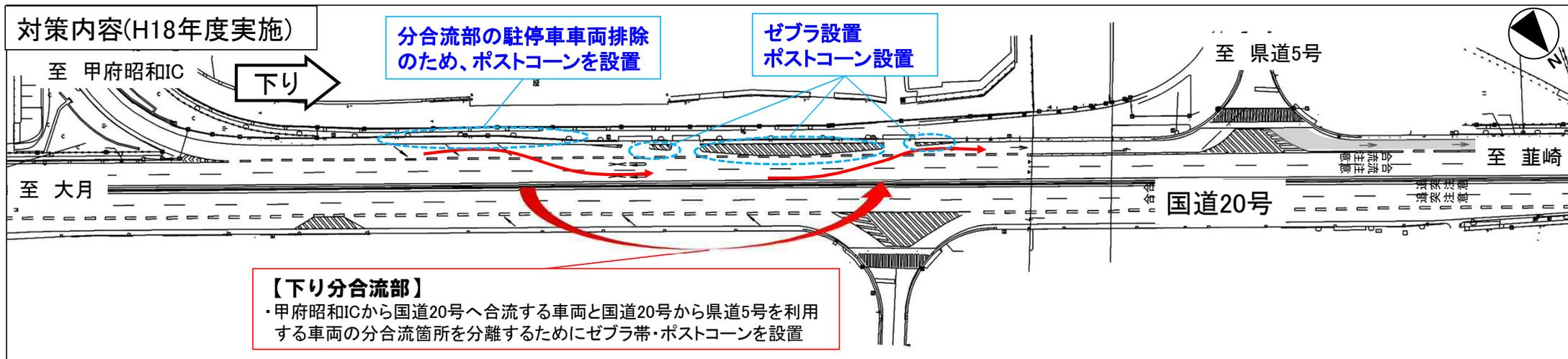
### ● 国道20号 <sup>こうふしょうわ</sup> 甲府昭和IC付近の交通処理について

■ 分合流部の駐停車車両排除のため、ポストコーンを設置

■ 甲府昭和ICから国道20号へ合流する交通と国道20号から県道5号を利用する交通の分合流箇所を分離するためにゼブラ帯・ポストコーンを設置



H18年度対策実施



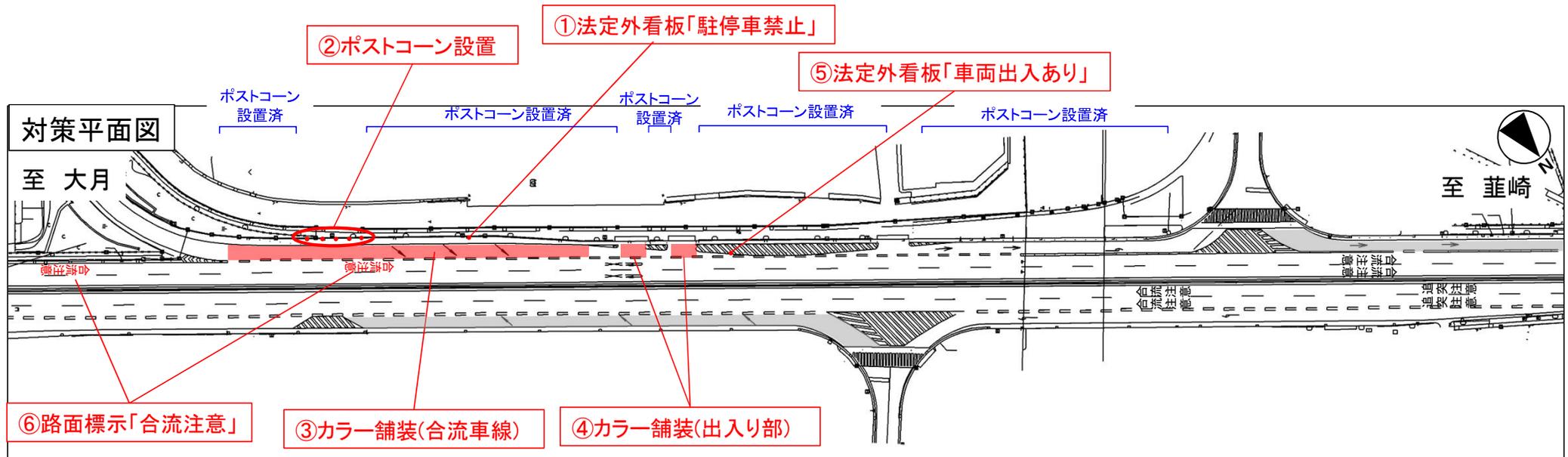


## 2. 第15回委員会のご指摘事項の報告

### ●国道20号 甲府昭和IC付近の交通処理について

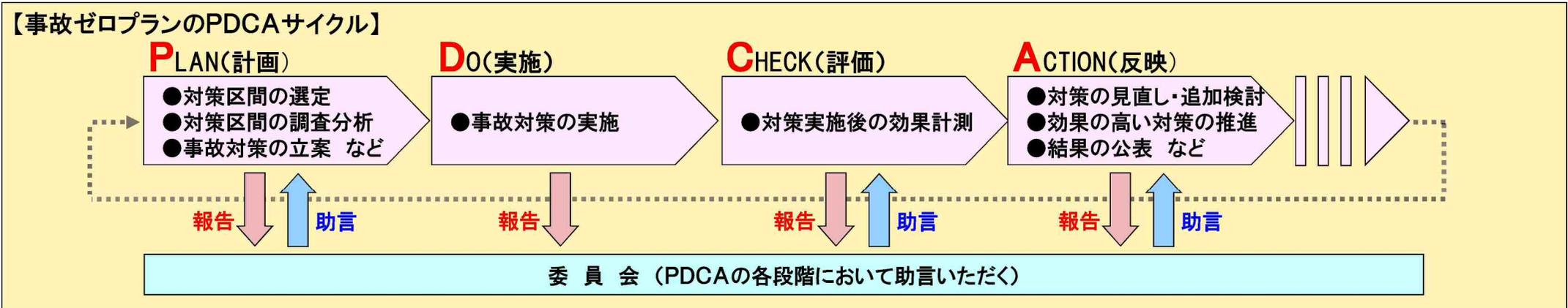
- 合流部の駐車車両を排除するため、法定外看板「駐停車禁止」、ポストコーン設置を検討(立案)。
- 合流車両への注意喚起を促すため、合流部のカラー舗装を検討(立案)。
- 本線走行車両の速度抑制とともに注意喚起を促すため、路面標示「合流注意」を検討(立案)。

事故類型	事故の要因	対策方針	具体的対策
側道から出る車両の追突事故	ポストコーン設置により合流車線上の駐車車両が減少したが、未設置区間に駐車車両が見られるため、本線の見通しを阻害される。	駐車車両の排除	①法定外看板「駐停車禁止」 ②ポストコーン設置
		合流車両への注意喚起	③カラー舗装(合流車線)
	本線走行車両への車両出入が有る事への注意喚起	④カラー舗装(出入り部) ⑤法定外看板「車両出入あり」	
	本線の走行速度が高いため、側道から出る車両が流入しにくい。	本線走行車両の速度抑制とともに注意喚起を促す	⑥路面標示「合流注意」

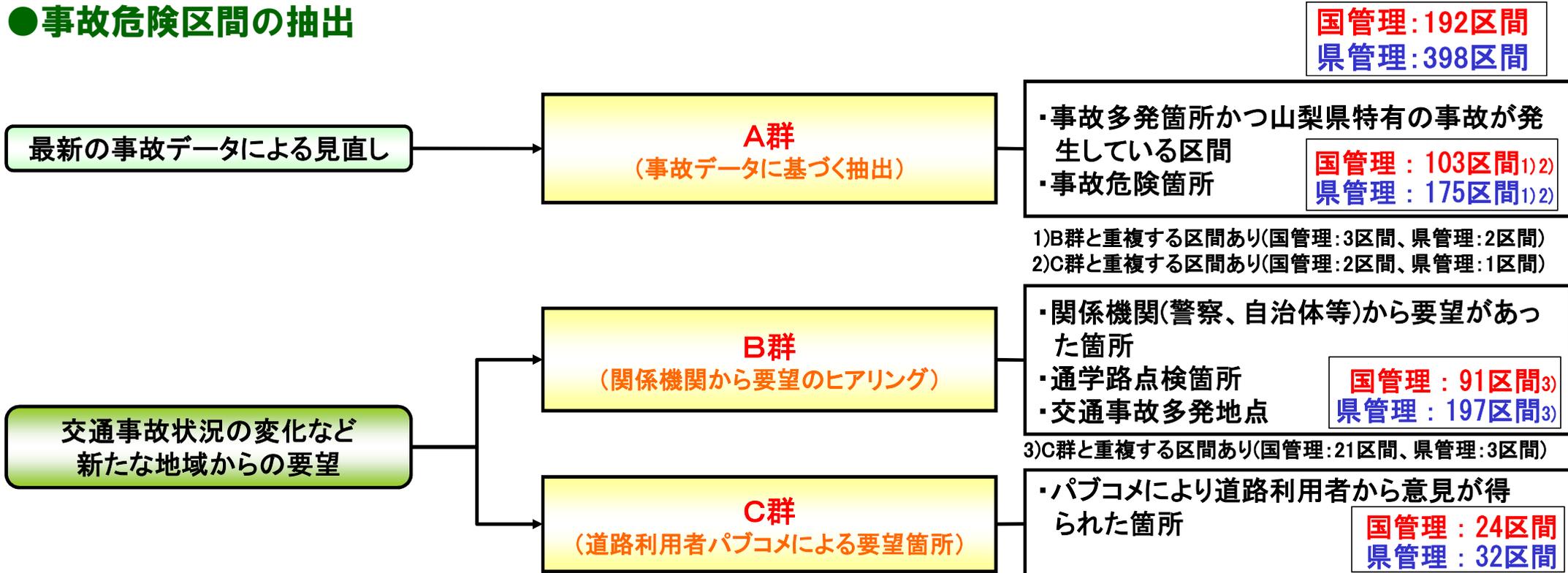


# 3. 事故ゼロプランの進め方

- 事故ゼロプランは、以下のPDCAサイクルに従って、**継続的に委員会での助言をいただきながら検討を進める。**
- 今回は、H27までの対策実施状況について報告するとともに、新たな事故危険区間の追加について議論を諮る。



## ●事故危険区間の抽出



※幹線道路(国及び県が管理する道路)から事故危険区間を抽出 .-7-

# 4. 追加候補箇所を選定について

## ●事故危険区間の抽出

	A群 (事故データに基づく抽出)	B群 (関係機関から要望のヒアリング)	C群 (道路利用者パブコメによる要望箇所)
H22年度	事故多発箇所かつ山梨県特有の事故が発生している区 国管理:27区間 県管理:118区間	自治体から要望があった箇所 国管理:9区間 県管理:7区間	パブコメにより道路利用者から意見が得られた箇所 国管理:13区間 県管理:12区間
H23年度	追加区間なし	自治体から要望があった箇所 国管理:3区間 県管理:0区間	追加区間なし
H24～25 年度	事故多発箇所かつ山梨県特有の事故が発生している区間 国管理:59区間 県管理:30区間	警察、自治体、婦人会から要望があった箇所 国管理:29区間 県管理:15区間	パブコメにより道路利用者から意見が得られた箇所 国管理:11区間 県管理:20区間
	第3次事故危険箇所 国管理:17区間 県管理:27区間	通学路点検箇所 国管理:43区間 県管理:171区間	
H26年度	追加区間なし	交通事故多発地点 国管理:2区間 県管理:2区間	追加区間なし
H27年度	追加区間なし	交通事故多発地点 国管理:4区間 県管理:2区間	追加区間なし
		自治体から要望があった箇所 国管理:1区間 県管理:0区間	
H28年度 (予定)	第4次事故危険箇所(案) 国管理:14区間 県管理:23区間	交通事故多発地点(案) 国管理:1区間 県管理:3区間	追加区間の予定なし
		歩道整備箇所(案) 国管理:1区間 県管理:0区間	

※幹線道路(国及び県が管理する道路)から事故危険区間を抽出

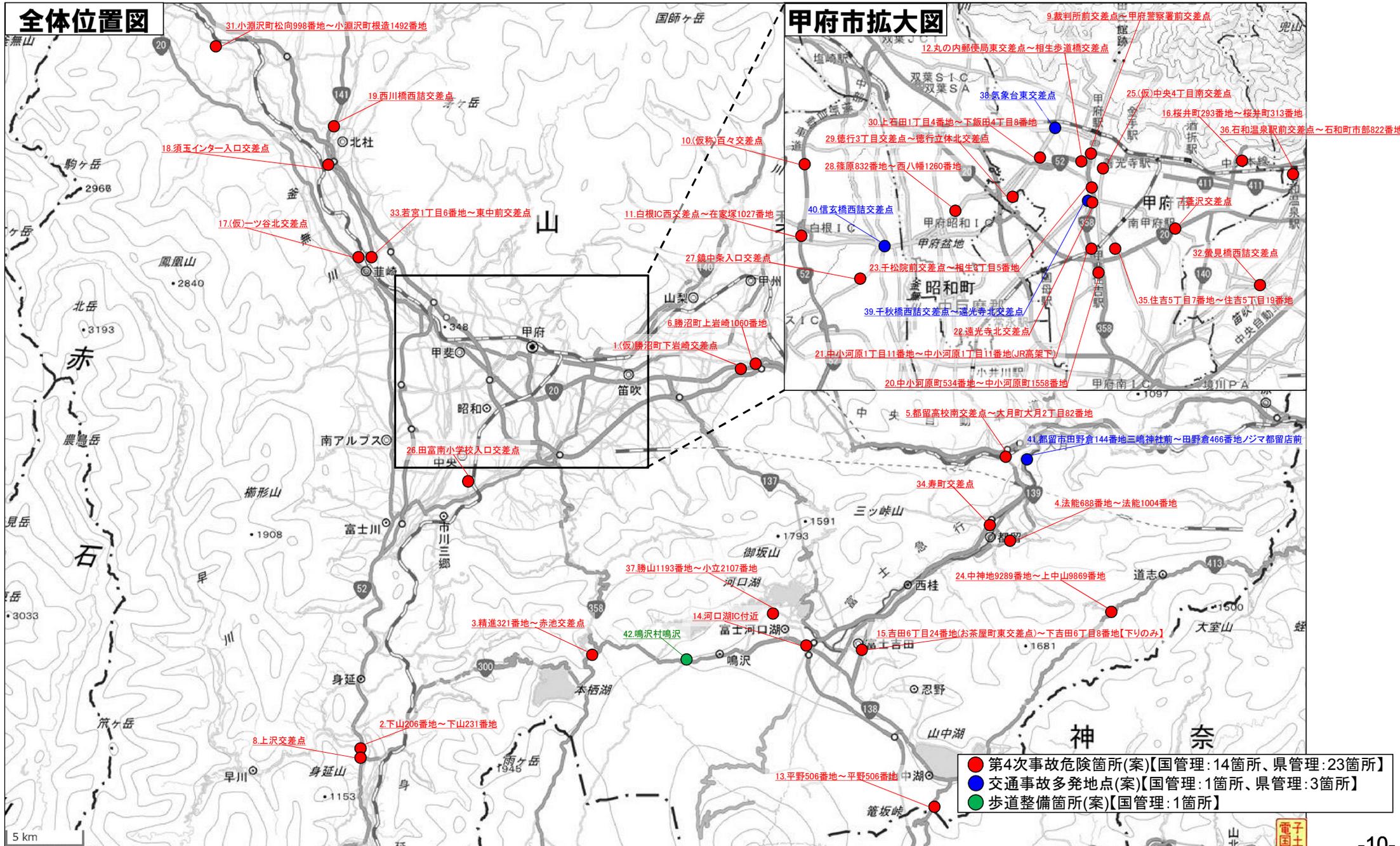
# 4. 追加候補箇所の選定について

## ●事故危険区間の追加区間一覧

No	市区町村名	路線名		管理者	単路/ 交差点	対象区間 (地先名)	交差点名	抽出内容			
		国道・ 主要地方道・ 一般県道	路線 番号					A群		B群	
								第4次 事故危険箇所(案)		交通事故 多発地点 (案)	歩道整備 箇所 (案)
								抽出基準a	抽出基準b		
1	甲州市	国道	20	国交省	交差点	勝沼町下岩崎258番地	(仮)勝沼町下岩崎交差点	○			
2	身延町	国道	52	国交省	単路	下山206番地～下山231番地		○			
3	富士河口湖町	国道	139	国交省	単路	精進321番地～精進550番地(赤池交差点)		○			
4	都留市	国道	139	国交省	単路	法能688番地～法能1004番地		○			
5	大月市	国道	139	国交省	単路	大月町大月2丁目695番地(都留高校南交差点)～大月町大月2丁目82番地		○			
6	甲州市	国道	20	国交省	単路	勝沼町上岩崎1060番地			○		
7	甲府市	国道	20	国交省	交差点	蓬沢町1047番地	蓬沢交差点		○		
8	身延町	国道	52	国交省	交差点	上沢220番地	上沢交差点		○		
9	甲府市	国道	52	国交省	単路	丸の内3丁目20番地(裁判所前交差点)～丸の内3丁目1番地(甲府警察署前交差点)			○		
10	南アルプス市	国道	52	国交省	交差点	百々2254番地	(仮称)百々交差点		○		
11	南アルプス市	国道	52	国交省	単路	在家塚1027番地(白根IC西交差点)～在家塚1027番地			○		
12	甲府市	国道	52	国交省	単路	丸の内3丁目32番地(丸の内郵便局東交差点)～丸の内3丁目33番地(相生歩道橋交差点)			○		
13	山中湖村	国道	138	国交省	単路	平野506番地～平野506番地			○		
14	富士河口湖町	国道	139	国交省	交差点	船津6663番地	河口湖IC付近		○		
15	富士吉田市	国道	139	山梨県	単路	吉田6丁目24番地(お茶屋町東交差点)～下吉田6丁目8番地【下りのみ】		○			
16	甲府市	国道	140	山梨県	単路	桜井町293番地～桜井町313番地		○			
17	韮崎市	国道	141	山梨県	交差点	水神2丁目11番地	(仮)一ツ谷北交差点	○			
18	北杜市	国道	141	山梨県	交差点	須玉町大豆生田1174番地	須玉インター入口交差点	○			
19	北杜市	国道	141	山梨県	交差点	須玉町若神子3094番地	西川橋西詰交差点	○			
20	甲府市	国道	358	山梨県	単路	中小河原町534番地～中小河原町1558番地		○			
21	甲府市	国道	358	山梨県	単路	中小河原1丁目11番地～中小河原1丁目11番地(JR高架下)		○			
22	甲府市	国道	358	山梨県	交差点	伊勢1丁目3番地	遠光寺北交差点	○			
23	甲府市	国道	358	山梨県	単路	相生3丁目4番地(千松院前交差点)～相生3丁目5番地		○			
24	道志村	国道	413	山梨県	単路	中神地9289番地～上中山9869番地		○			
25	甲府市	主要地方道	3	山梨県	交差点	中央4丁目7番地	(仮)中央4丁目南交差点	○			
26	中央市	主要地方道	3	山梨県	交差点	大田和836番地	田富南小学校入口交差点	○			
27	南アルプス市	主要地方道	5	山梨県	交差点	下今井478番地	鏡中条入口交差点	○			
28	甲斐市	主要地方道	5	山梨県	単路	篠原832番地～西八幡1260番地		○			
29	甲府市	主要地方道	5	山梨県	単路	徳行3丁目7番地(徳行3丁目交差点)～徳行3丁目9番地(徳行立体北交差点)		○			
30	甲府市	主要地方道	7	山梨県	単路	上石田1丁目4番地～下飯田4丁目8番地		○			
31	北杜市	主要地方道	17	山梨県	単路	小淵沢町松向998番地～小淵沢町根造1492番地		○			
32	笛吹市	主要地方道	22	山梨県	交差点	石和町小石和325番地	螢見橋西詰交差点	○			
33	韮崎市	主要地方道	27	山梨県	単路	若宮1丁目6番地～藤井町南下條485番地(東中前交差点)		○			
34	都留市	主要地方道	40	山梨県	交差点	つる1丁目6番地	寿町交差点	○			
35	甲府市	一般県道	113	山梨県	単路	住吉5丁目7番地～住吉5丁目19番地		○			
36	笛吹市	一般県道	302	山梨県	単路	石和町駅前5番地(石和温泉駅前交差点)～石和町市部822番地		○			
37	富士河口湖町	一般県道	714	山梨県	単路	勝山1193番地～小立2107番地		○			
38	甲府市	一般県道	101	山梨県	交差点	気象台東交差点	気象台東交差点			○	
39	甲府市	主要地方道	3	山梨県	単路	千秋橋西詰交差点～遠光寺北交差点			○		
40	南アルプス市	主要地方道	20	山梨県	交差点	信玄橋西詰交差点	信玄橋西詰交差点			○	
41	都留市	国道	139	国交省	単路	都留市田野倉144番地三嶋神社前～田野倉466番地ノジマ都留店前			○		
42	鳴沢村	国道	139	国交省	単路	鳴沢村鳴沢					○

# 4. 追加候補箇所を選定について

## ● 事故危険区間の追加区間位置図



## 4. 追加候補箇所を選定について

### ●第4次事故危険箇所(案)の事故危険区間への追加

■平成27～平成32年度を計画期間とする第4次社会資本整備重点計画の一環として、前計画に引き続き、事故危険箇所対策を推進することとしている。

#### 【事故危険箇所対策の概要】

平成24年から平成28年までの5年間の計画期間とする第3次社会資本整備重点計画の主要施策である事故危険箇所の対策に取り組んできたところであるが、未だ交通事故死傷者数は70万人を超え、その約半数が幹線道路で発生するなど、依然として深刻な状況にある。

そこで、**第4次社会資本整備重点計画(平成27～平成32年度)**においても第3次社会資本整備重点計画に引き続き、道路管理者と都道府県公安委員会が連携の上、幹線道路において**事故の危険性が高い箇所に対する重点的な交通事故抑止対策(事故危険箇所対策)**を推進することとしている。事故の危険性が高い箇所のうち、道路整備や交通安全施設整備によって対策効果の見込まれる箇所を、新たな事故危険箇所(以下「**事故危険箇所**」という。)として選定した上で、その箇所において道路管理者と都道府県公安委員会が連携して集中的な交通事故抑止対策を実施し、死傷事故の抑止を図る。

第1次事故危険箇所  
※H15. 7指定  
(H15～H19)

第2次事故危険箇所  
※H21. 3指定  
(H20～H24)

第3次事故危険箇所  
※H25. 7指定  
(H24～H28)

第4次事故危険箇所(案)  
※H28年度指定予定  
(H27～H32)

【これまでの事故危険箇所の流れ】

## 4. 追加候補箇所を選定について

### ●第4次事故危険箇所(案)の事故危険区間への追加

- 事故危険箇所(案)の選定基準を以下に示す。
- 国管理区間は14箇所(抽出基準a:5箇所・抽出基準b:9箇所)、県管理区間は23箇所(抽出基準a:23箇所)、計37箇所を事故危険箇所(案)として選定。
- 以上より、第4次事故危険箇所(案)の37箇所を、事故危険区間の追加箇所(A群)として選定し、交通安全対策を実施していくことを提案する。

#### 【第4次事故危険箇所(案)の選定基準】

幹線道路において、次に示す抽出基準a、抽出基準bのいずれかに該当する箇所で、道路整備や交通安全施設等の整備による交通事故削減効果が見込まれ、平成32年度までに事業が完了する見込みがある箇所を選定。

分類	指標	箇所数		
		国管理	県管理	計
<b>抽出基準a</b> (事故データに基づき、事故が多発している場合)	■死傷事故率が100件/億台キロ以上 かつ ■重大事故率が10件/億台キロ以上 かつ ■死亡事故率が1件/億台キロ以上 ※過去4年間(H22～25)の交通事故	5箇所	23箇所	28箇所
<b>抽出基準b</b> (地域の課題や特徴を踏まえ、緊急的・集中的な対策が必要な場合)	■抽出基準aに該当しない箇所のうち、ETC2.0のビッグデータを活用して判明した潜在的な危険箇所等、地域の課題や特徴を踏まえ、特に緊急的、集中的な対策が必要な箇所	9箇所	0箇所	9箇所
合 計		14箇所	23箇所	37箇所

## 4. 追加候補箇所を選定について

### ●交通事故多発地点(案)の事故危険区間への追加

■山梨県では、毎年、山梨県および山梨県警察が主導のもと、「交通事故多発地点(区間)」を抽出し、交通事故の原因を究明するとともに、総合的な交通安全対策を講じるため、山梨県警察や道路管理者(国土交通省、山梨県、市町村、NEXCO、道路公社)が合同現地調査および検討会を実施している。

■今年度、幹線道路では7箇所が選定されており、このうち4箇所については、事故危険区間に選定されていない区間になっている。

■以上より、平成28年度交通事故多発地点(案)の4箇所を、事故危険区間の追加箇所(B群)として選定し、交通安全対策を実施していくことを提案する。

### ■平成28年度 交通事故多発地点(案)

番号	市町村名	管理警察署	道路管理者	路線名	対象区間	交差点・単路	事故危険区間の指定
1	甲府市	甲府	山梨県	一般県道中下条甲府線	气象台東交差点	交差点	
2	甲府市	南甲府	山梨県	主要地方道甲府市川三郷線	千秋橋西詰交差点～遠光寺北交差点	単路(260m)	
3	南アルプス市	南アルプス	山梨県	主要地方道甲斐早川線	信玄橋西詰交差点	交差点	
4	身延町	南部	国交省	国道52号	新早川橋北詰～飯富橋西詰交差点	単路(1.4km)	H25年度指定済
5	富士吉田市	富士吉田	国交省	国道139号	昭和大学入口交差点～河口湖インター山中湖側出口	単路(0.7km)	H25年度指定済
6	都留市	大月	国交省	国道139号	都留市田野倉144番地三嶋神社前～田野倉466番地ノジマ都留店前	単路(0.9km)	
7	大月市	大月	国交省	国道20号	大月市初狩町下初狩360番地宮川橋東詰～中初狩677番地唐澤橋西詰	単路(1.0km)	H22年度指定済

事故危険区間への追加候補箇所

事故危険区間指定済の箇所

## 4. 追加候補箇所の選定について

### ●歩道整備箇所(案)の事故危険区間への追加

■国道139号鳴沢村鳴沢地区のうち、歩道未整備区間(延長約150m)があり歩道の連続化がされておらず歩行者の安全が確保されていないことから、事故危険区間の追加箇所(B群)として選定し、交通安全対策を実施していくことを提案する。

### ■平成28年度 歩道整備箇所(案)

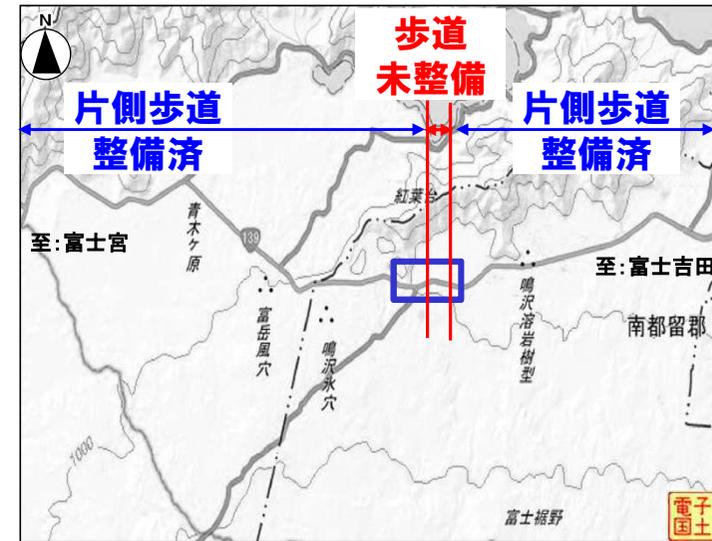
番号	市町村名	管理警察署	道路管理者	路線名	対象区間	事故危険区間の指定
1	鳴沢村	富士吉田	国交省	国道139号	鳴沢村鳴沢地区	



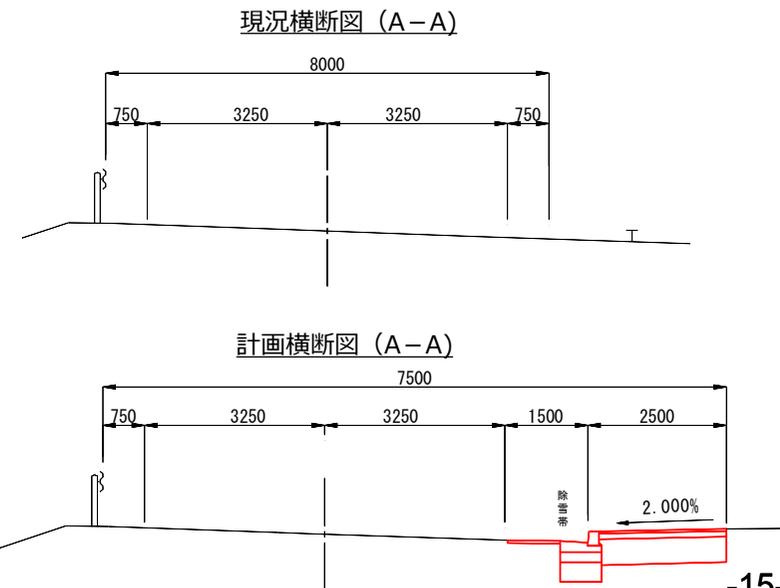
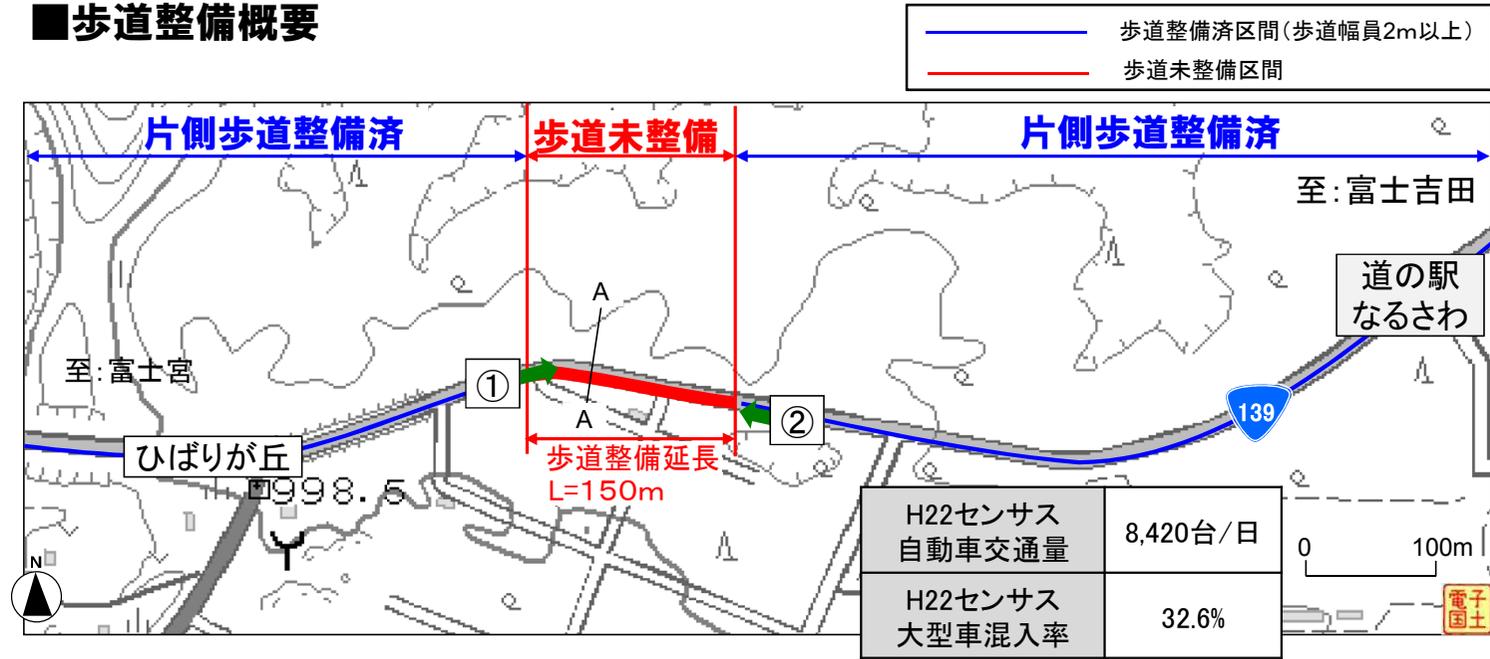
# 4. 追加候補箇所を選定について

## ● 国道139号 なるさわ 鳴沢村鳴沢地区

### ■ 位置図



### ■ 歩道整備概要



# 5. 事故危険区間の事業進捗状況報告

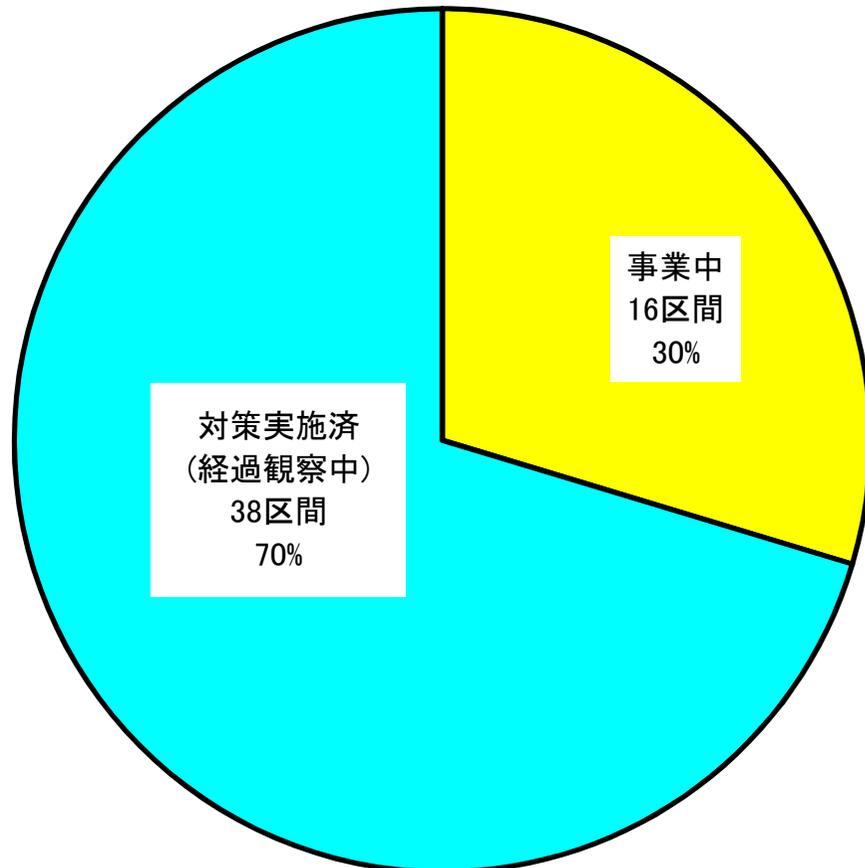
## 5-1 管内の対策事業進捗状況

- 現在、甲府河川国道事務所および山梨県では、事故危険区間(590区間)のうち、完了目標が明確になっている「H25事故危険箇所(H28完了目標):44区間」、および「交通事故多発地点」:10区間(うちH26年度:4区間、H27年度:6区間)の対策を最優先で進めている。
- 最優先で対策を進めている事故危険区間:54区間のうち、過年度に対策を実施している区間は38区間あり、全体の70%を占めている。
- 現在、事故対策を進めている事業中の区間は16区間(30%)あり、対策検討中の区間は0区間となっている。
- 今後は、他の事故危険区間についても並行的に事業を実施し、交通安全事業を進めていく。

### 【H27年までの対策実施状況】

#### ●事故危険区間

(H25事故危険箇所及びH26,27交通事故多発地点:54区間)



<参考>H26年までの対策実施済:21区間(39%)

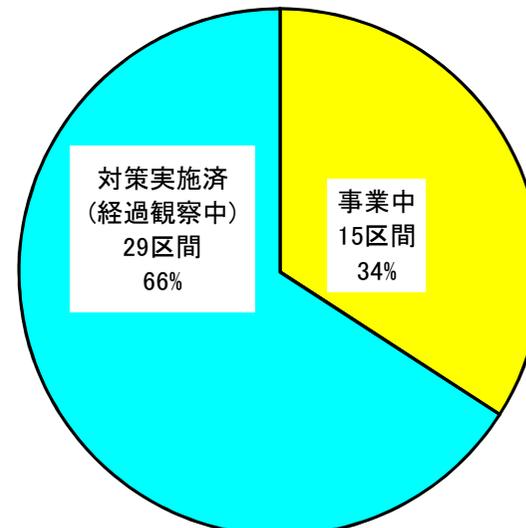
	甲府河国			山梨県			計
	H25事故危険箇所	H26交通事故多発地点	H27交通事故多発地点	H25事故危険箇所	H26交通事故多発地点	H27交通事故多発地点	
対策検討中	0区間	0区間	0区間	0区間	0区間	0区間	0区間
事業中	10区間	0区間	0区間	5区間	0区間	1区間	16区間
対策実施済(経過観察中)	7区間	2区間	4区間	22区間	2区間	1区間	38区間
計	17区間	2区間	4区間	27区間	2区間	2区間	54区間

※H25事故危険箇所及びH26,27交通事故多発地点

※平成28年3月時点

#### ●事故危険区間

(うちH25事故危険箇所:44区間)



<参考>H26年までの対策実施済:17区間(39%)

# 5. 事故危険区間の事業進捗状況報告

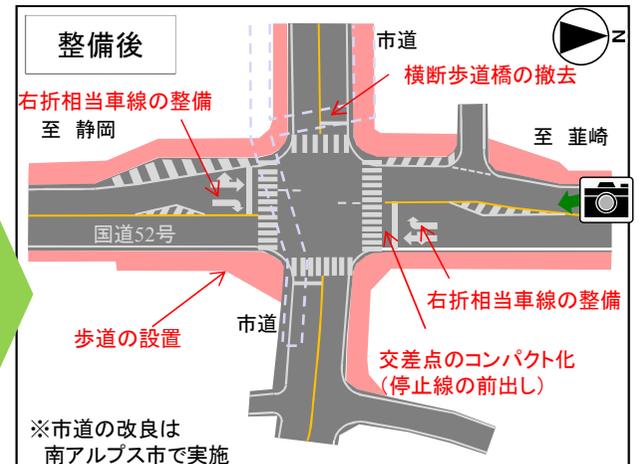
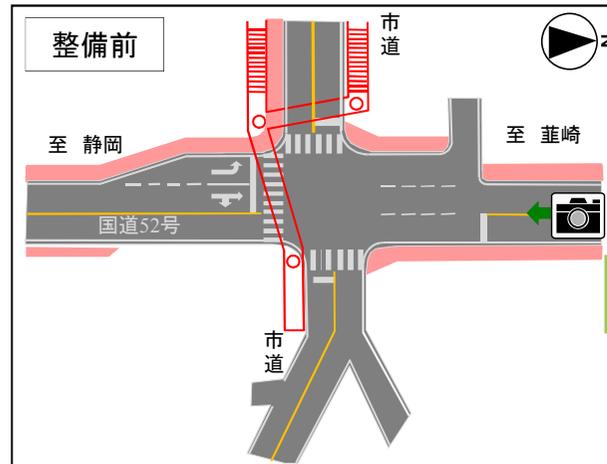
## 5-2 個別区間の対策事業進捗状況（事故危険区間対策）

【国道52号飯野新町交差点 平成27年度完成】

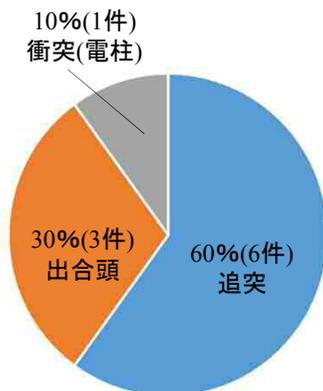
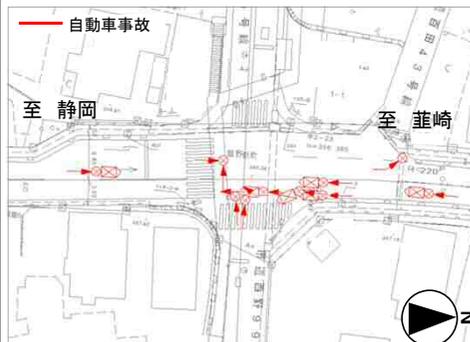
〔事業主体：甲府河川国道事務所〕

- 当該交差点は、国道52号(H28年4月1日からは県道42号)と市道とが交わる変則五差路である事などから交差点が大きくなっており、追突事故等が多発。(※平成16年～25年における追突事故は6件発生)
- 本事業において、①交差点のコンパクト化、②右折相当車線の新設、③歩道整備等を実施。
- 本交差点改良により、交通事故の低減が期待される。

### ●対策概要



死傷事故発生状況(H16～25)



# 5. 事故危険区間の事業進捗状況報告

## 5-2 個別区間の対策事業進捗状況（事故危険区間対策）

【一般県道白井河原八田線笛吹市石和町四日市場1640番地先(四日市場交差点) 平成27年度完成】

【事業主体:山梨県】

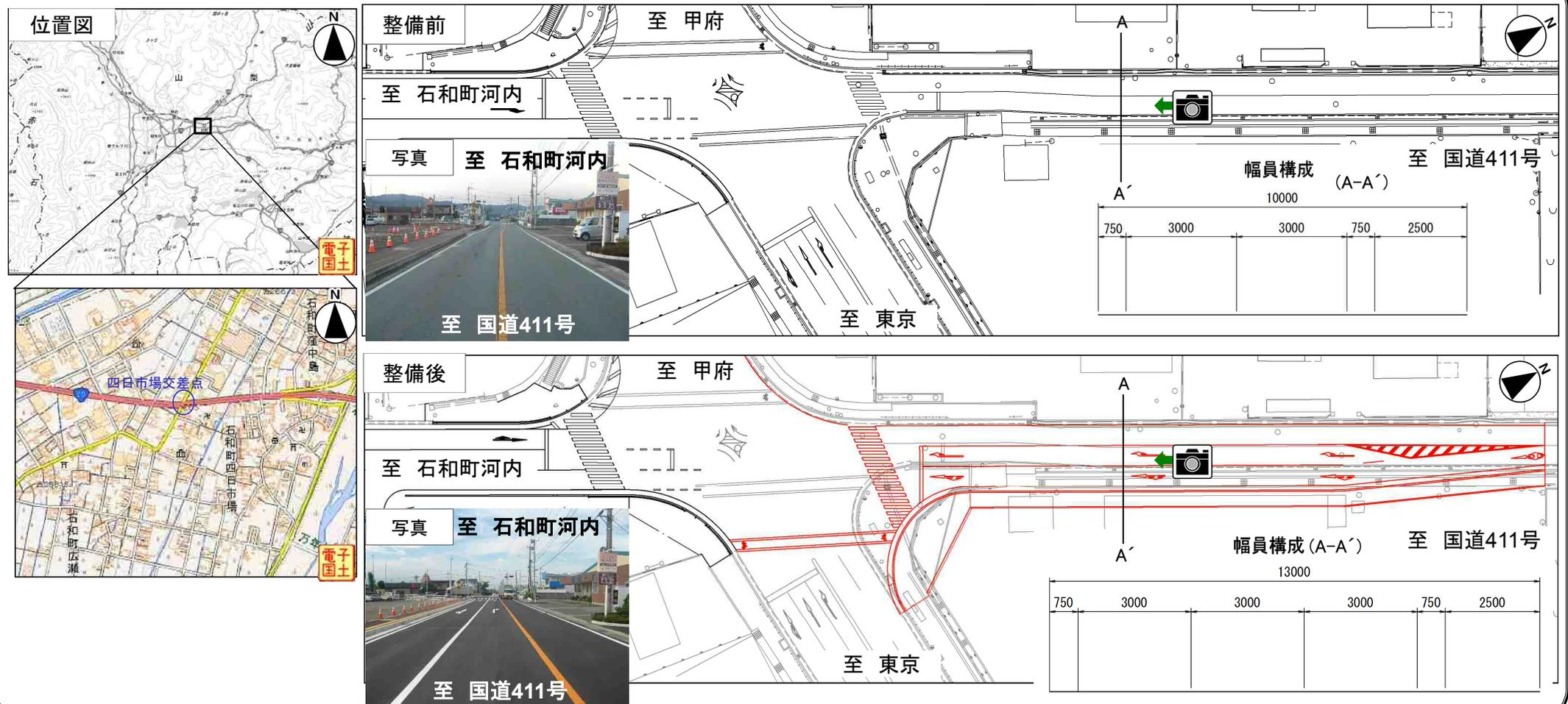
■当該交差点は、県道と国道20号とが交わる四枝路線であり、県道側に右折レーンが無い。

（※平成22年～25年における県道側の追突事故は8件発生）

■本事業において、①右折レーン設置に伴う交差点改良を実施。

■本交差点改良により、追突事故の低減が期待される。

### ●対策概要



# 6. 自転車通行環境整備の取り組み

## ● 国道52号甲府市寿町地区

ことぶきちよう

■ 狭い歩道上での歩行者と自転車の交錯や自転車の車道逆走を防止するため、平成28年4月に車道部に矢羽根型路面表示を設置。

### ■ 整備前の課題

車線数	4車線
規制速度	40km/h
平日昼間 自動車	16,321台/12h※1
12時間 自転車	522台/12h※1
交通量 歩行者	451台/12h※1
自転車事故件数	3.6件/年(H17.1.1～H26.12.31)※2



① 車道を逆走する自転車が  
見られる



② 歩道が狭いため、自転車の歩道通行が困難

※1)交通量調査結果より(H28.2.16)

※2)公共財団法人 交通事故総合分析センターより

### ■ 整備内容

#### 【車道上の路面表示】

整備前



整備後



自転車の通行位置・方向を示す路面表示  
(矢羽根型路面表示・ピクトグラム)を設置

#### 【歩道上の路面表示】

整備前



整備後



歩行者優先であることを示す路面表示を設置

路面表示拡大



# 7. 生活道路の対策の取り組み

## ●対策エリアの選定

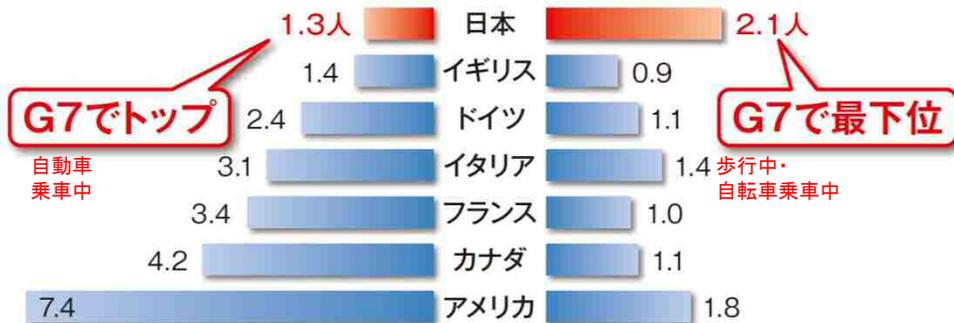
### 生活道路の安全確保に向けた取り組み

#### 【交通事故の状況】

##### ■自動車乗車中はG7で最も安全

##### 歩行者・自転車乗車中はG7で最下位

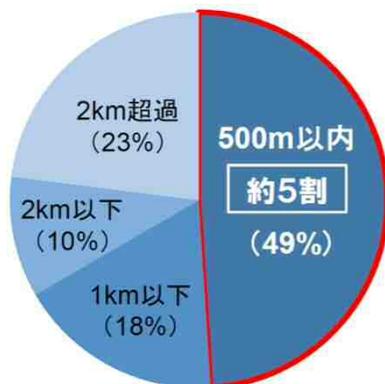
【人口10万人あたり交通事故死者数の比較】



出典) OECD/ITF(2014)Road Safety Annual Report 2014

##### ■約半数が自宅から500m以内で発生

【自宅からの距離別死者数(歩行者・自転車)】



出典) 交通事故データ(ITARDA: 平成26年データ) 調査不能を除く

##### ■生活道路の事故件数は、幹線道路と比較し減少率が小さい

【道路種別の交通事故件数の推移】



出典) 交通事故統計年報

##### ■衝突速度が30km/hを超えると致死率が急激に上昇

【生活道路の速度別の致死率】



出典) 交通事故データ(ITARDA: 平成25年データ)

平成28年度から全国約100エリアを皮切りに対策を実施

# 7. 生活道路の対策の取り組み

## ●対策エリアの選定

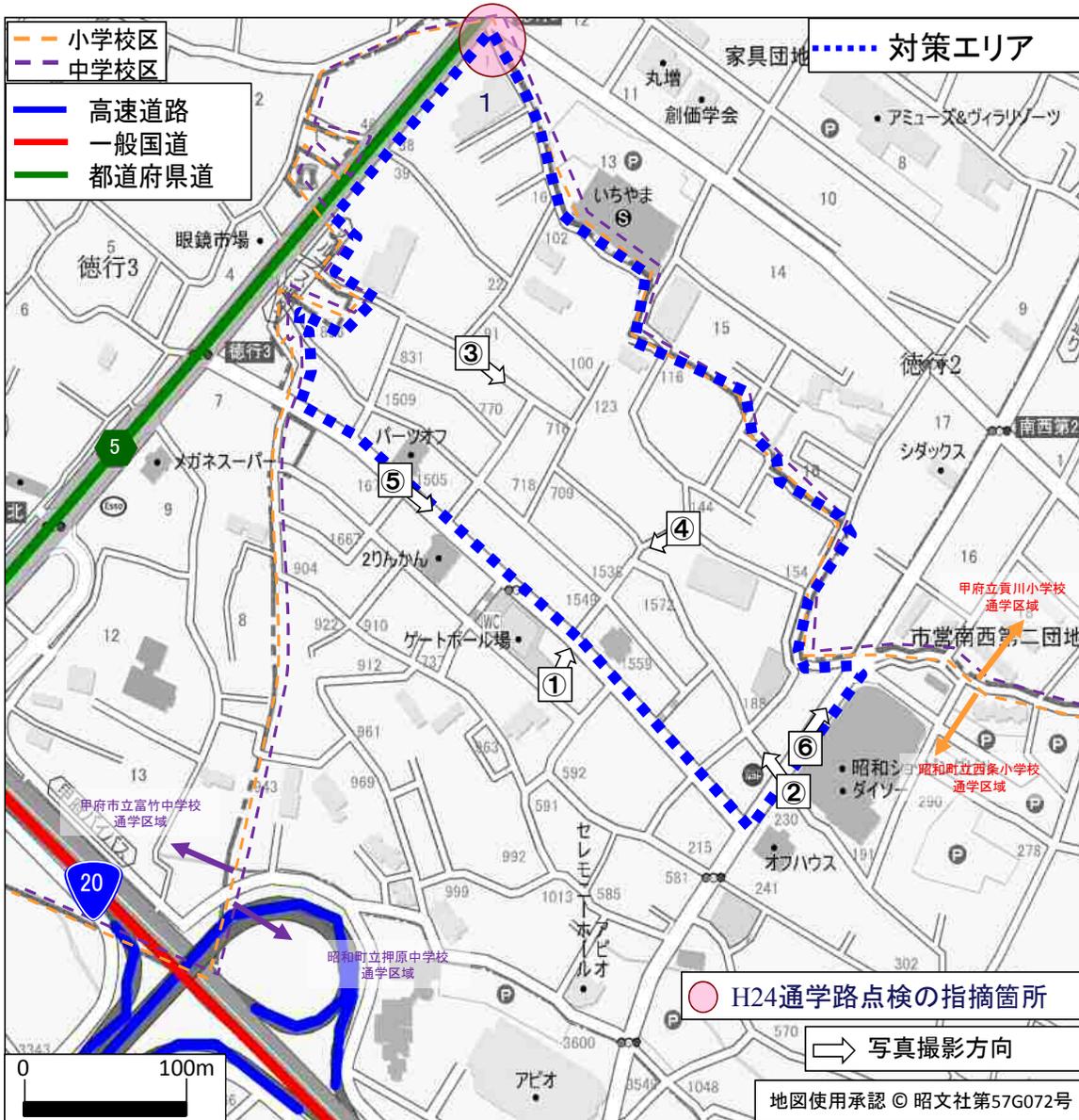
■平成27年度に、山梨県内において「<sup>しみずあらい</sup>昭和町清水新居地区」、「<sup>よっかいちば</sup>都留市四日市場地区」の2箇所を対策エリアとして登録



# 7. 生活道路の対策の取り組み

しみずあらい

## ● 昭和町清水新居地区における生活道路の対策エリア詳細図



### 事故種別別事故件数

※歩行者・自転車事故のみ

全幅員	エリア設定内(外周含む)	歩行者	自転車	子供	高齢者※	全事故
		0件	0件	0件	0件	0件
	エリア設定内(外周含まず)	0件	0件	0件	0件	4件

※死亡事故なし



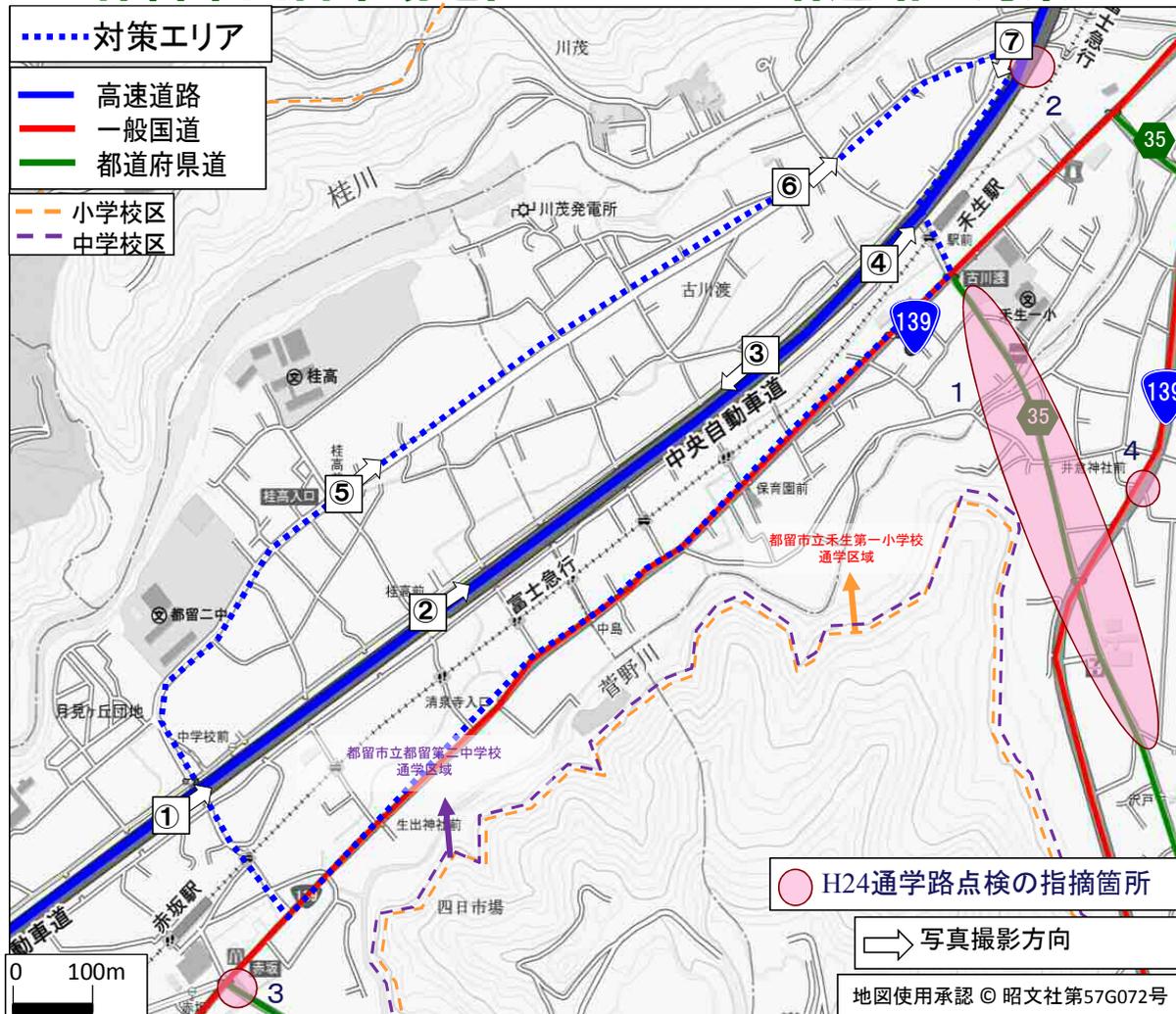
### H24通学路点検の指摘箇所

番号	指摘内容	対策内容
1	歩行者用信号がなく、児童が車用の信号を見て、判断しているが、見にくい。	横断歩道の設置(H24完)

# 7. 生活道路の対策の取り組み

よっか いちば

## ●都留市四日市場地区における生活道路の対策エリア詳細図



### 事故種類別事故件数

		歩行者	自転車	子供	高齢者※	全事故
全幅員	エリア設定内(外周含む)	1件	1件	1件	0件	3件
	エリア設定内(外周含まず)	1件	1件	1件	0件	3件

※歩行者・自転車事故のみ

※死亡事故なし



### H24通学路点検の指摘箇所

番号	指摘内容	対策内容
1	車道幅が狭い上にスピードを出す車が多く、登下校時に車に接触される事故も起きている。途中から歩道がなくなっており、路肩も狭く、蓋の無い側溝が続く地点がある。路肩を整備し歩道を付けるかポールを立てる、側溝に蓋を付けるなどの対策が必要である。	・今後、地権者からの了解を得ることができれば側溝蓋掛け対策を実施することは可能。 ・通学者に対して、改めて交通安全指導を徹底(H26～)
2	古川渡橋西詰で歩道が終了しているため、登下校時の際横断しているが横断歩道がなく危険。歩道の延長と横断歩道の注意を促す看板の設置が必要。	・道路形状の変更を予定(H27～) ・通学者に対して、改めて交通安全指導を徹底(H26～)
3	歩行者用信号の青信号の時間が短く歩行者も運転者もあせってしまう状況が見られ危険。	・児童への安全指導を実施(H26～)
4	都留バイパスの開通にともない、登下校中にバイパスを横断しなければならず、危険である。横断歩道の設置が必要である。	・通学路を見直し、横断歩道が設置箇所から道路横断するよう指導(H26～)

# 7. 生活道路の対策の取り組み

## ●生活道路対策

■速度超過、急ブレーキ多発、抜け道等の  
**急所を事前に特定**



■効果的な速度低減策を実施



ハンプ



狭さく



シケイン



車両通行の時間規制



一方通行規制



横断歩道カラー舗装



交差点内カラー舗装

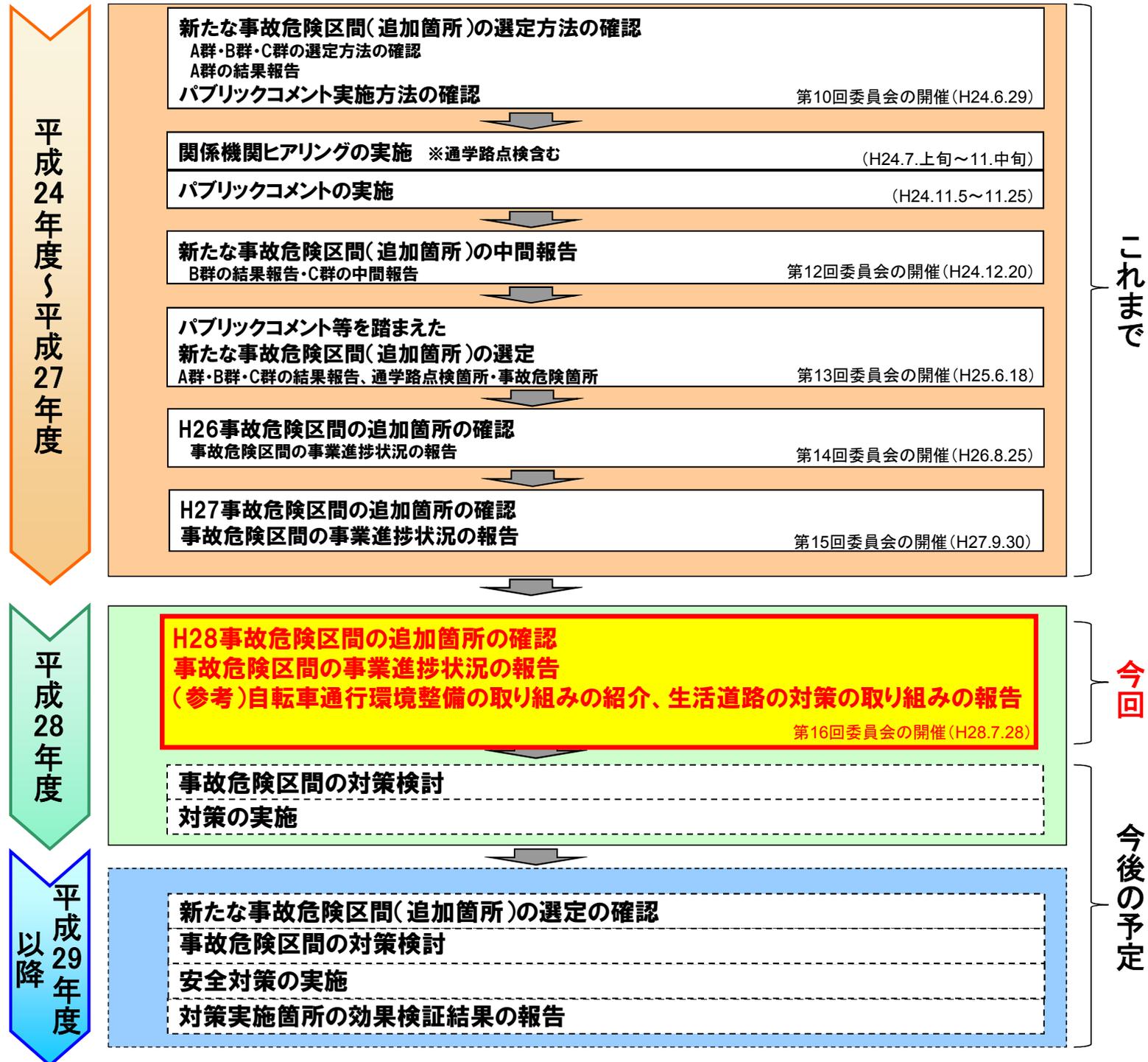


路側帯拡幅



路面標示「学童注意」

# 8. 今後のスケジュールについて



※今後の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、実施内容やスケジュールに修正が生じることも考えられる。